

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 相続税額がない場合の未成年者控除

Q：夫が死亡しました。相続人は、妻である私と子供2人ですが、子供達はまだ未成年者で子供達の取得した財産は、生命保険金だけです。

ところで、相続税の計算をしますと、子供達は生命保険金の非課税規定により相続税額が算出されません。この場合、未成年者控除はどうなるのでしょうか。

A：扶養義務者であるあなたの相続税額から控除することができます。

【解説】

未成年者控除の額が、その未成年者の相続税額より多くなり、その未成年者の相続税額から控除しきれない場合には、その控除しきれない部分の金額は、その未成年者の扶養義務者で、同一の被相続人から相続や遺贈によって財産を取得した人の相続税額から控除できます。

ところで、未成年者控除は、相続や遺贈によって財産を取得した者に適用されるもので、財産を取得しない者には適用ありません。

ご質問の場合は、保険金の非課税限度額以下であるため、未成年者である子供達の相続税額は算出されないようですが、子供達は「相続又は遺贈により財産を取得した者」に該当しますから、未成年者控除の適用はあることとなります。控除しきれない未成年者控除額は、扶養義務者であるあなたの相続税額から控除することができます。

